

人事行政の運営等の状況

令和 6 年 3 月

山陽小野田市

〈目 次〉

I 山陽小野田市人事行政の運営状況 -----	1
1 職員の任免及び職員数に関する状況 -----	1
(1)採用・退職等の状況 -----	1
(2)職員数の状況 -----	2
2 給与等の状況 -----	3
(1)総括 -----	3
(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況 -----	3
(3)一般行政職の級別職員数等の状況 -----	4
(4)職員の手当の状況 -----	4
(5)特別職の報酬等の状況 -----	7
(6)公営企業職員の状況 -----	8
3 勤務時間その他の勤務条件 -----	12
(1)一般職員の勤務時間 -----	12
(2)年次有給休暇 -----	12
(3)特別休暇等 -----	12
(4)介護休暇 -----	13
(5)育児休業等 -----	13
4 分限及び懲戒処分等の状況 -----	14
(1)分限処分者数 -----	14
(2)懲戒処分者数 -----	14
5 サービスの状況 -----	15
(1)職務に専念する義務の免除 -----	15
(2)営利企業等への従事許可 -----	15
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 -----	16
(1)研修の状況 -----	16
(2)勤務成績の評定の状況 -----	16
(3)人材育成 -----	16
7 職員の福祉及び利益の保護の状況 -----	17
(1)保健の状況 -----	17
(2)福利厚生等の状況 -----	17
(3)公務災害補償 -----	17

I 山陽小野田市人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職等の状況

ア 採用（令和4年4月2日～令和5年4月1日）（単位：人）

区分	試験				選考採用 (医師)	計
	上級	中級	初級	看護師等		
一般行政職	16	1	3	0	0	20
医療職	2	0	0	14	4	20
技能労務職	0	0	0	0	0	0
水道	1	0	1	0	0	2
計	19	1	4	14	4	42

イ 退職（令和4年度）（単位：人）

区分	定年	定年前 早期	死亡	自己都 合	その他	計
一般行政職	6	3	0	9	0	18
医療職	3	0	0	12	0	15
技能労務職	2	1	0	0	0	3
水道	1	0	0	0	0	1
計	12	4	0	21	0	37

ウ 再任用（単位：人）

区分	4年度	5年度
一般行政職	19 (1)	18 (2)
医療職	11 (8)	13 (11)
技能労務職	3 (0)	3 (0)
水道	1 (1)	2 (2)
計	34 (10)	36 (15)

(注) () 内は、再任用短時間勤務職員数で内数です。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

（単位：人）

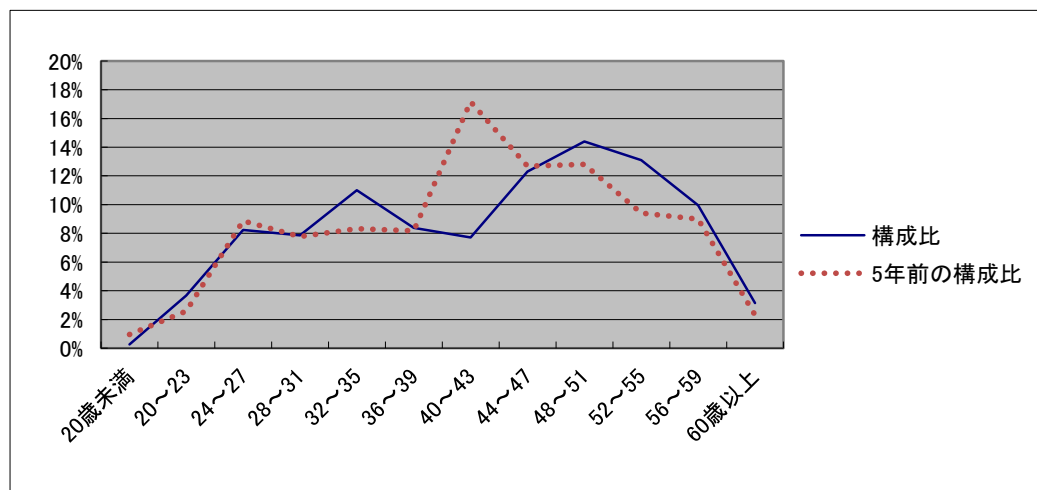
部門		令和4年度	令和5年度	増減	主な増減理由
一般行政部門	議 会	6	6	0	組織体制の再編による増
	総務企画	124	126	2	
	税 務	28	28	0	
	民 生	82	80	▲ 2	退職者不補充
	衛 生	64	62	▲ 2	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	13	15	2	農業・水産業務増による増員
	商 工	6	6	0	
	土 木	41	39	▲ 2	
	小 計	365	363	▲ 2	
特別行政部門	教 育	66	64	▲ 2	退職者不補充
	消 防	1	1	0	
	小 計	67	65	▲ 2	
公営企業等会計部門	病 院	214	219	5	医療体制の充実
	水 道	54	55	1	
	下水道	16	16	0	
	その他	46	46	0	
	小 計	330	336	6	
合 計		762 [950]	764 [905]	2 [0]	

（注）1 職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用職員、休職者、派遣者等を含んでいます。

ただし、再任用短時間勤務職員は、含んでいません。

2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	2	28	63	60	84	64

（単位：人）

区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	59	94	110	100	76	24	764

2 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
4年度	人 59,797	千円 31,789,972	千円 646,573	千円 4,321,337	% 13.6	% 13.5

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人 432	千円 1,558,756	千円 242,683	千円 601,040	千円 2,402,479	千円 5,561

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和4年度給与実態調査上の普通会計に属する人数です。

ウ 給与等の減額措置の状況（令和5年4月1日現在）

市長等特別職給与の一部を減額する措置を実施しています。

対象者	減額の内容	対象者	減額の内容
市長・副市長 教育長	給料、期末手当の10%	議 員	減額なし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山陽小野田市	42.3 歳	317,074 円	390,183 円	339,443 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山陽小野田市	52.2歳	66人	341,805 円	366,535 円	351,391 円
うち 環境業務員	51.8歳	31人	338,800 円	371,482 円	358,152 円
うち 学校調理員	53.3歳	26人	350,100 円	361,904 円	349,685 円
うち 環境整備員	50.8歳	6人	314,600 円	335,038 円	329,033 円
うち その他技能労務	48.7歳	3人	336,100 円	348,733 円	341,100 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		山陽小野田市	山口県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	192,800 円	185,200 円
	高 校 卒	158,900 円	159,700 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	154,600 円	円	- 円

※令和5年度人事院勧告による給料表改訂前の額です。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	30 人	9.4%
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	26 人	8.2%
3 級	主任主事又は主任技師の職務	69 人	21.6%
4 級	係長又は同相当職の職務	81 人	25.4%
5 級	課長補佐又は同相当職の職務	41 人	12.9%
6 級	課長又は同相当職の職務	48 人	15.0%
7 級	1 部長又は同相当職の職務 2 次長又は同相当職の職務	24 人	7.5%

(注) 1 山陽小野田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

3 平成19年4月1日より9級制から7級制に変更しています。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定については、毎年一回、時期を定めて定期的に行っています。
昇任、昇給、降任、降給その他の人事に関する施策を行うにあたって、この勤務評定の結果を重要な資料として活用しています。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山陽小野田市				国			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		2.00 月分		2.40 月分		2.00 月分	
(1.35)月分		(0.95)月分		(1.35)月分		(0.95)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5～20%				・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%			

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

期末勤勉手当の支給規則に基づき、病気休暇、育児休業、休職期間などを除算し、実際の勤務状況に応じた在職期間率を算出することにより勤勉手当の支給に反映させています。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

山陽小野田市		
（支給率）	自己都合	定年前早期・死亡・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（3%－45%加算）		

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

※ 支給対象職員はいません。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	滞納処分としての搜索、物件の差押え及び差押物件の引揚げに従事した職員	日額 350円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員で生活保護法（昭和25年法律第144号）の現業に従事した職員	日額 310円
行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人等の収容作業に従事した職員	1回につき 3,000円
	行旅病人等の収容作業に従事した職員	1回につき 1,000円
現場業務手当	高齢障害課、健康増進課又は訪問看護ステーションに勤務する職員で、戸別訪問に3時間以上従事した職員	日額 250円
犬、猫等収容手当	犬、猫等の死体収容又は野犬の捕獲に従事した職員	1体につき 500円
衛生現業手当	汚物の収集及び運搬処理並びに消毒作業に従事した職員	日額 820円（勤務時間が3時間30分以上7時間30分未満の場合には半額とし、3時間30分に満たない場合は支給しない。）
用地交渉手当	家屋の移転補償を伴う用地交渉に従事した職員	日額 300円
交替制勤務手当	環境衛生センターに勤務する職員のうち交替制勤務をする職員	月額 3,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	124,810 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	289 千円

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)配偶者以外の扶養 6,500円 (3)子 10,000円 (4)満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人 5,000円加算	同じ	
通勤手当	〈交通機関利用者〉 運賃支給額に応じて支給。最高支給限度額月額55,000円 〈自動車等使用者〉 通勤距離2km以上が支給対象。通勤距離が2km以上3km未満の場合、月額3,800円、以下距離に応じて支給され最高支給限度額は、通勤距離が48km以上の場合で、月額27,500円 <u>※H22.4.1～通勤距離2km未満の通勤手当廃止</u>	異なる	〈交通機関利用者〉 同じ 〈自動車等使用者〉 使用距離に応じて支給。 最高支給限度額月額27,500円
住居手当	〈職員が自ら居住する借家・借間〉 (1)家賃等の月額が22,000円以下 →家賃等の月額から11,000円を控除した額 (2)家賃等の月額が22,000円超 →家賃等の月額と22,000円との差額の1/2に11,000円を加算した額 (最高支給限度額月額27,000円) 〈自宅〉 支給なし <u>※H31.4.1～自宅に係る住居手当2,500円の支給廃止</u>	異なる	〈職員が自ら居住する借家・借間〉 (1)家賃等の月額が27,000円以下 →家賃等の月額から16,000円を控除した額 (2)家賃等の月額が27,000円超 →家賃等の月額と27,000円との差額の1/2に11,000円を加算した額 (最高支給限度額月額28,000円) 〈自宅〉 支給なし
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対して支給 【支給内容】 (1)部長級 43,800円 (2)次長級 38,700円 (3)課長級 32,300円	異なる	管理、監督の地位にある職員に対して支給 【支給内容】 組織、官職の違いにより 46,300円～139,300円を支給
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給（年末年始の休日等は50%増）	異なる	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を支給	同じ	

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 【支給内容】 勤務の内容、時間に応じ4,200円～21,000円を支給	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員等が、「臨時又は緊急の必要により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日」の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に支給 【支給内容】 勤務1回につき4,000円～6,000円を支給（6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額）	異なる	管理職手当の支給を受ける職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 【支給内容】 組織、官職の違いにより 3,000円～12,000円を支給（6時間を超える勤務にあつては、150/100を乗じた額）

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	818,100 円	(参考)類似団体における最高額／最低額				
		(909,000 円)	1,053,000 円	／	88,000 円		
	副 市 長	666,000 円	870,000 円	／	614,300 円		
	教 育 長	(740,000 円)	782,000 円	／	545,400 円		
		(655,000 円)					
報 酬	議 長	460,000 円	629,000 円	／	359,000 円		
		(円)					
	副 議 長	402,000 円	575,000 円	／	295,000 円		
		(円)					
	議 員	370,000 円	522,000 円	／	273,000 円		
		(円)					
	市 長	(令和4年度支給割合)					
		副 市 長	4.4月分				
期 末 手 当	教 育 長	加算措置 20%					
	議 長	(令和4年度支給割合)					
	副 議 長	3.3月分					
	議 員	加算措置 20%					
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 長	減額後の給料月額×在職月数×56.5/100		22,186,872 円		任期毎	
	教 育 長	減額後の給料月額×在職月数×40.0/100		12,787,200 円		任期毎	
		減額後の給料月額×在職月数×25.0/100		5,305,500 円		任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、令和4年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、

※ 1期(4年＝48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。※教育長は1期＝3年です。

(6) 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算 水道会計・工業用水道会計(資本的収支は含まない)

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)令和3年度の総費用 に占める職員給与費比率
4年度	千円 1,469,871	千円 171,078	千円 427,676	% 29.1	% 33.0

区 分	職 員 数 A	給 与 費 B				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人 54	千円 221,300	千円 33,135	千円 90,422	千円 344,857	千円 6,386

(注)1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

3 職員数及び職員給与費は、資本的収支職員を含んでいます。

イ 給与等の減額措置の状況(令和5年4月1日現在)

給与等の一部を減額する措置を実施しています。

対象者	減額の内容
水道事業管理者	給料、期末手当の 10%

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山陽小野田市水道局	44.3 歳	338,820 円	387,190 円
事業管理者	60.0 歳		589,500 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(令和4年度)

※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

※ 支給対象職員はいません。

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
集金精励手当	料金滞納整理に従事する職員	日額 400円
交替制勤務手当	交替制勤務に従事する職員	1番 日額 400円 2番 日額 800円
危険手当	危険な作業に従事する職員	日額 400円
電気技術主任手当	電気技術主任である職員	月額 3,000円
外勤手当	1日3時間以上外勤した職員	日額 400円
緊急呼出手当	緊急呼出により勤務に従事した職員	1回につき 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	6,824 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	126 千円

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の45%増の額を支給 （年末年始の休日等は60%増）	異なる	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給 （年末年始の休日等は50%増）
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の30%を支給	異なる	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を支給
宿日直手当	制度なし	異なる	宿日直勤務をした職員に対して支給 【支給内容】 勤務1回につき、勤務の内容、時間に応じ4,200円～21,000円を支給

※ 扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、管理職特別勤務手当は、一般行政職の制度と同じです。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)令和3年度の総費用 に占める職員給与費比率
4年度	千円 4,708,919	千円 254,372	千円 2,459,696	% 52.2	% 52.3

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人 220	千円 861,731	千円 404,315	千円 331,381	千円 1,597,427	千円 7,261

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

イ 給与等の減額措置の状況（令和5年4月1日現在）

給与等の一部を減額する措置を実施しています。

対象者	減額の内容
病院事業管理者	給料、期末手当の10%

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
医 師	47.0 歳	512,365 円	795,100 円
看 護 師	42.9 歳	304,004 円	330,277 円
医療技術職	40.6 歳	286,360 円	316,633 円
事 務 職 員	43.4 歳	304,359 円	325,230 円
事業管理者	70.0 歳		728,500 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給対象職員	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	10 %	23 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事した職員	日額 230円 (勤務時間が3時間に満たないときは半額)
病理検査従事手当	病理細菌の検査に従事した職員	日額 230円 (勤務時間が3時間に満たないときは半額)
夜間看護手当	病院局の病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師及び看護助手で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等の業務に従事した職員	1回につき 3,550円 (その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合にあっては、3,100円、2時間に満たない場合にあっては、2,150円)
研究手当	病院の医師 (院長) (副院長) (医長) (副医長及び医員)	月額 189,000円 月額 189,000円 月額 185,000円 月額 177,000円
分娩業務手当	分娩に携わった産婦人科医師	1件につき12,000円(勤務時間外の分娩にあっては24,000円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	153,214 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	696 千円

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

※ 扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当（医師除く）、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当は、一般行政職の制度と同じです。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

令和5年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩時間は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注)公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

令和4年 平均使用日数	10.5日
-------------	-------

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇を付与しています。

区 分		付与日数
特別休暇	伝染病予防法による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
	災害による交通遮断	必要と認められる期間
	災害による住居の滅失又は破壊	必要と認められる期間
	交通機関の事故等の不可抗力の事故	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	職員の分べん	産前56日から産後56日
	生理日	1周期2日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	保育時間	1日2回、各30分以内
	職員の子女の出生	3日以内
	職員の結婚	7日以内
	出産サポート休暇	10日以内
	通信教育による面接授業の受講	必要と認められる期間
	忌引	10日以内
	父母の祭日の法要	1日
	骨髄液の提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	年5日以内
	子(中学校就学前)の看護	年10日以内
	夏季休暇	6日以内
	育児サポート休暇	5日以内
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。令和4年度の介護休暇の取得者はいません。

(5) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

令和4年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

(単位:人)

区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0	0
	0	0
女性職員	18	7
	22	6
計	18	7
	22	6

(注)上段は令和4年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が令和3年度から令和4年度にかけて引き続いている者の数です。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績がよくない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

令和4年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	11	0	11
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	11	0	11

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

令和4年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告等
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	1

5 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合

- ア 研修を受ける場合
- イ 厚生福祉に関する計画の実施に参加する場合
- ウ その他特に市長又はその委任を受けた者の承認を得た場合
- エ 市長が定める場合
 - (ア) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭をする場合
 - (イ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
 - (ウ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
 - (エ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
 - (オ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
 - (カ) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
 - (キ) 職務上必要な試験を受験する場合
 - (ク) 市長が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準

- 次のいずれにも該当する場合
 - ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
 - イ 当該職員の職との間に利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
 - ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
 - エ その他法の精神に反しないと認められるもの

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各研修に取り組んでいます。

ア 研修の内容

地方分権の推進及び多様化する市民ニーズに的確に対応するため、政策の企画立案能力、法務能力等を強化し、職員の資質や意識改革の向上を図ることが急務であることから分権型社会を担う人材育成のため、庁内研修のほか山口県セミナーパークへの研修派遣等、各種研修を積極的に行っています。

令和4年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	回数	人数
全職員	(庁内研修) 人事評価研修 人権研修 など	9回	449人
全職員	(山口県セミナーパーク) 階層別研修 税務事務講座 など (全国市町村国際文化研修所) (国際文化アカデミー) (日本経営協会) (下水道事業団経営研修)	42回	126人

イ 自己啓発

市民サービスの向上と効率的な行財政運営を推進することを目的に、自己啓発の一環として職員提案制度を設け、新たな視点からの提案を常時募集することにより職員の創造的思考と改革意識の高揚を図っています。

(2) 勤務成績の評定の状況

人事の公正な基礎の一つとするために各所属長が、職員の割り当てられた職務と責務を遂行した実績や能力及び勤務態度等を評価し、昇任や異動等に当たっての参考資料として活用しています。さらに部下による上司の評価及び自己申告制度を導入し、職員の現状や要望、抱える問題等を汲み取り、より効率的で納得性の高い制度となるよう人事管理に務めています。

また、職員の意欲、士気の高揚や能力向上を図るため、国の公務員制度改革の動向も踏まえながら、新たな人事評価制度について試行、検討を進めています。

(3) 人材育成

行政運営における経営資源として、人材の育成とその活用の重要性を再認識し、本格的な地方分権社会に対応するため、令和元年5月に人材育成基本方針を作成、公表(令和5年4月に一部改訂)しています。山陽小野田市が求める新しい職員像を示し、市民から信頼される組織づくりを目指します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

ア 労働安全衛生管理

令和4年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区 分	安全衛生委員会	衛生委員会
市長部局等	1所属	2所属
教育委員会	—	1所属

イ 健康管理

全職員を対象とした健康診断を実施しています。

(2) 福利厚生の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第153号)等の規定に基づき地方公務員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

ア 元気回復事業

区 分	事業名	実施機関	概 要
全職員	元気回復事業等への助成	共済組合 職員共済会	レクリエーション事業等への助成

イ 地方公務員共済組合等に対する負担金等 (令和4年度)

区 分	項 目	金 額	概 要
全職員	共済組合への負担金 職員共済会への補助金	— 千円 4,953千円	健康保持・疾病予防事業の奨励 健康管理事業等の奨励ほか

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

令和4年度認定件数は、次のとおりです。

区 分	公務災害
市長部局	2 件

※ 認定日による件数です。